

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)		(再回答欄)		(当室記入欄)		(最終回答欄)		(要望事項欄)									
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等		
21000010	契約成立時書面の記載内容の簡素化若しくは撤廃	・商品投資に係る事業の規制に関する法律第17条 ・商品投資販売業者の業務に関する命令第4条	商品投資販売業者は、商品投資契約又は商品投資販売契約が成立したときは、顧客に対し、遅滞なく、当該商品投資契約又は当該商品投資販売契約等の内容及びその履行に関する事項を記載した書面を交付しなければならない。	b	商品ファンドの販売については、平成10年6月に最低販売単位が撤廃され、一般投資家の購入が容易になった。実際その後の商品ファンドはその大半が個人投資家向けに販売されており、リスク商品の情報開示について、その重要性・必要性は今後更に高まるものと考えられる。 そうした中、契約成立時交付書面は、契約書の性格を有していることを考えると、撤廃することは困難である。 しかしながら、当該書面の記載事項のうち契約成立前交付書面との重複等省略をしても差し支えないものがあるかどうかについて精査して、検討して参りたい。 (検討開始時期H15年度中、H16.3までに結論。)			・書面記載内容の簡素化については、契約成立前・成立時各々の交付の趣旨に照らしつつ、可能な限り重複を避ける方向で平成15年度中に結論を得るとともに、平成16年度に速やかに実施してもらいたい。併せて以下の点を明らかにしてもらいたい。 成立前・成立時各々の書面交付の趣旨をその違いも含め、明らかにすること。 「重複等省略をしても差し支えないものがあるかどうかについて精査」するに当たっての論点は以下のとおり。 ・どちらか一方の書面から重複事項の記載を省略した場合において、当事者間で紛争が起こりうるか否かについて ・記載事項の内容を簡略化した場合において、当事者間で紛争が起こりうるか否かについて等 3. なお、平成16年度に速やかに実施してもらいたいとの要請であるが、本年度中に措置するか否かを含めて関係省庁と検討することとしたい。	b	商品ファンドに係る契約成立時書面の記載内容の簡素化について検討し、結論を得て、平成150R16年度中に実施されることについて見解を示されたい。	b	契約成立前交付書面と契約成立時交付書面の内容のあり方について、投資家保護の趣旨及び双方の性格を考慮しつつ、結論を得る。(平成15年度結論)	5008	5008162	オリックス㈱	16	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和							2. 契約成立時交付書面の記載事項に関して販売業務命令が規定する内容の大幅な簡略化を要望する。	金融庁 農林水産省 経済産業省
																5034	5034572	(社)リース事業協会	57.2	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和			契約成立時交付書面の記載事項に関して販売業務命令が規定する内容の大幅な簡略化を要望する。	金融庁 農林水産省 経済産業省	
																5063	5063050	(社)日本商品投資販売業協会	5	17条書面(契約成立時交付書面)の記載内容の簡略化もしくは撤廃			現行制度では、商品投資販売業者は、商品投資契約等が成立したときは、顧客に対し、遅滞なく契約等の内容及びその履行に関する事項を記載した書面を交付しなければならないところであるが、当該書面(契約成立時交付書面)の記載内容を簡略化もしくは撤廃していただきたい。	金融庁 農林水産省 経済産業省	

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)		(再回答欄)		(当室記入欄)		(最終回答欄)			(要望事項欄)									
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各府庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管府庁等			
z1000020	私募商品ファンドの書類閲覧対象からの除外	・商品投資に係る事業の規制に関する法律第20条 ・商品投資販売業者の業務に関する命令第6条	商品投資販売業者は、当該商品投資販売業者の業務及び財産の状況を記載した書類を営業所ごとに備え置き、顧客の求めに応じ、閲覧させなければならない。	C	現状における法第20条の規定は、特定少数の顧客に限られた範囲内で募集し、当該顧客との間でそのニーズに合わせて組成された、いわゆるプライベート商品ファンドについてもディスクロージャーの一環として商品投資販売業者に関する義務を課することを義務付けており、本件は、当該私募ファンドについては顧客の閲覧対象から除外するという要望に対して、各府省等における規制改革に関する内外からの意見・要望等に係る対応状況(平成14年度版)において「措置するか否かを含めて平成15年度中に結論」としていたところである。 当該要望内容について、当該プライベート商品ファンドの顧客以外の顧客がその閲覧について要望すること自体希であると想定される中で、投資家保護上問題を生じることがなくプライベート商品ファンドを閲覧対象の除外とすることが可能か否かを検討したところ、投資家が投資判断を行う上で、プライベート商品ファンドを含めた既存の商品投資の内容(運用状況等)に関する情報を入手することは、投資の判断材料として有益であり、商品投資販売業者の経営状況を把握することを含めて、自己責任原則を基本とした投資家保護を図る上で重要なため、要望については措置困難である。		・回答においては「対応不可」とあるが、以下の点を踏まえ、再検討頂きたい。 各府省等における規制改革に関する内外からの意見・要望等に係る対応状況(平成14年度版)において「措置するか否かを含めて平成15年度中に結論」としていたところとあるが、現時点での検討状況はどうなっているのか。 「当該プライベート商品ファンドの顧客以外の顧客がその閲覧について要望すること自体希であると想定される」とあるが、本来、「稀」か否かは規制の有無の判断とは別の問題ではないか。仮に規制と関係するとの判断があるとするならば、「稀」であるならば、むしろ閲覧の必要性は極めて低いと考えるべきではないか。 「投資の判断材料として有益」とある一方、要望理由にある「私募ファンド投資家への秘密保持」の観点に言及されていないが、この点についてどのように考えるのか。 上記 - を踏まえ、平成16年度までに実施されることの可否について改めて検討されたい。	c		1. 検討の結果、「対応不可」としたところである。 2. 再検討要請においては、「当該プライベート商品ファンドの顧客以外の顧客がその閲覧について要望すること自体希であることが想定されることをもって規制の有無の判断とするのは別の問題」とのことであるが、当方ではそのことを持って規制の有無の判断としておらず、現状について参考までに付記したものである。 以下の理由により今後も引き続き規制が必要であると判断したところである。 ・法第20条の閲覧は、ディスクロージャーの一環として商品投資販売業者に関する義務を課することを義務付けており、既にファンドに投資している顧客以外の顧客の新たな投資判断を行うために与えられている権利であり、これを剥奪することは投資家保護にはならない 3. 閲覧対象となっている書面上では、私募ファンドと当該投資家とのつながりについては明らかになっていないため、当該私募ファンドの投資家のプライバシーは保護されるものと考えられる。	b		商品ファンドに関する書類については、販売業者がいわゆる私募ファンドとして組成販売した商品ファンドについても顧客の閲覧対象となることが、閲覧対象を関係者のみに限定することが、投資家保護上適当であるか考慮しつつ、結論を得る。(平成15年度結論)	5008	5008163	オリックス(株)	16	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和				商品投資販売業者がいわゆる私募ファンドとして組成販売した商品ファンドについては顧客の閲覧対象としなくともよいよう措置することを要望する。				金融庁 農林水産省 経済産業省

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)			(再回答欄)			(当室記入欄)	(最終回答欄)			(要望事項欄)					
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
21000110	漁港用地の弾力的な利用が可能となる規制の緩和	・漁港漁場整備法第3条(平成13年法律9-2号) ・「国庫補助事業により取得した漁港施設用地の有効利用について」(平成13年10月1日付け漁港漁場整備部長通知(13水港第2558号))	・漁港漁場整備法第3条においては「漁港施設」を規定しているが、現行法上、直販・直食施設及び都市漁村交流施設については「漁港施設」として位置付けられていない。 ・「国庫補助事業により取得した漁港施設用地の有効利用について」(平成13年10月1日付け漁港漁場整備部長通知)は、未利用・低利用となっている公共施設用地の有効利用を図るため、供用開始後一定の期間(原則10年以上)を経過した用地について、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)第22条の規定に基づき財産処分承認を前提に、従来の利用計画上の施設と異なる水産業及び漁業地域の振興を図る公共施設用地に供すること等を行っている。	C		・御要望の施設については、その具体的内容や範囲が必ずしも明かではないが、漁港機能に直接関連するものではないと思われるため、漁港漁場整備法第3条で定める基本施設、機能施設のいずれにも該当せず、同法第3条の「漁港施設」に加えすることは困難であると考え。 ・「国庫補助事業により取得した漁港施設用地の有効利用について」(平成13年10月1日付け水産庁漁港漁場整備部長通知)は、一定の計画制度に基づいて実施されている漁港施設の整備が、社会・経済的な環境の変化により困難になった場合に、漁業地域の振興・活性化のために既存計画と異なる施設の整備を可能とすることを目的としている。同通知中の「公共施設用地の整備が完了し、その用地について供用開始後原則10年以上経過して、利用計画に基づく漁港施設の整備が見込まれず、又は利用計画の縮小により未利用・低利用となっている公共施設用地」との条件を付していることについては、造成途中の安易な計画変更を防止し、所期の計画に基づく漁港整備が少しでも可能となるよう計画外の措置をとる时期的基準として設けられているものであり、 (以下「その他」欄に続く)	(「措置の概要」欄より続く) これを変更することは困難である。 ・なお、国庫補助事業により整備した用地の補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に基づく大処分の承認については、一定のガイドラインは示されているが、以下の点を踏まえたい。 個別の判断、対応の必要性が認められているという現状に鑑み、思い切った承認要件の緩和が可能かどうか。 当面の対応として、承認申請の円滑・迅速化等の観点から、明示的に目的外使用等に関する新たな基準を示すことが可能かどうか。 参考として、これまでに認められた目的外使用例を示していただきたい。	C		及び「国庫補助事業により取得した漁港施設の有効利用について」(水産庁漁港漁場整備部長通知)に関する指摘の箇所は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(以下「適正化法」という。)第22条に基づく処分の承認に付いて、未利用等の状況が続いている公共施設用地の利用を見直すべき时期的基準として一定のガイドラインを示したものであり、これは適正化法第22条に基づく処分の承認を直接緩和したものでなく、同法に基づく承認はあくまで、各漁港毎に個別に判断されるものである。 なお、上記水産庁漁港漁場整備部長通知においては、未利用・低利用となっている公共施設用地の有効利用を図るべく、水産業及び漁業地域の振興を図る施設を例示しているところであり、同通知の例示は漁港管理者に再度周知することとした。 目的外使用の例示 ・漁港環境施設用地の一部に「海の駅」の案内標識の設置 ・漁具保管修理施設用地の一部に国道復旧工事のための仮設道の整備 ・荷捌所用地等の荷捌施設等の2階に漁協事務所の設置 ・物揚場の一部を水産倉庫用地とし水産倉庫の設置 ・公有水面埋立により、護岸、臨港道路等を用地とした等	再回答においては、適正化法第22条に基づく処分の承認について、通達は时期的基準として一定のガイドラインを示したものであり、同法に基づく承認はあくまで各漁港毎に個別に判断されることとされているが、かかる趣旨を、平成15年度中により明確に周知することについて見解を示された。	a		補助金により取得された漁港施設用地における未利用空間について、供用開始後10年に満たない場合でも、本来の目的を妨げない範囲で水産物の直販・直食施設等の設置が可能であることを明確化するため、通知を改正する(平成15年度中)。	5044	5044010	新潟県	1	漁港用地の弾力的な利用が可能となる規制の緩和		漁港漁場整備法第3条で定める「漁港施設」に直販・直食施設と都市漁村交流施設を加え、漁港用地内に当該施設の整備を可能とする。 あるいは、「国庫補助事業により取得した漁港施設用地の有効利用について」平成13年10月1日付け漁港漁場整備部長通知(13水港第2558号)の「公共施設用地の整備が完了し、その用地について供用開始後原則10年以上経過して」を削除し、水産物の直販・直食施設と都市漁村交流施設整備の承認要件を緩和する。	農林水産省	
21000120	商品ファンド法に基づく3省にまたがる主務官庁への申請・届出等の窓口の一本化	商品投資に係る事業の規制に関する法律第5条第1項、第8条第1項、第9条、第10条及び第11条 商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令第1条、第7条第1項、第8条及び第9条	商品投資販売業者の許可を受けようとする者等は、許可等の申請書又は申請事項に関する変更届を主務大臣(本法は共管法であり、3省庁大臣あて)に提出しなければならない。	C		本事業は、事業内容に即して主務庁である3省庁各々の審査、協議等を経て、許可、監督等を実施しており、申請及び届け出等に係る提出書類については、各省庁の監督上必要なものであり、今後とも各々3省庁への提出が必要であるため、要望内容については措置困難である。 しかしながら、現在、行政機関等に係る申請、届出その他の手続等に関して、電子申請における共管手続(ワンストップサービス)の窓口一元化をすることにより申請者等の利便性の向上を図ることを目的として、電子申請システムの構築中であり、この実施に伴い、申請者の行政手続等の事務負担は軽減されるものと考えられていることから、当該システムの利用促進を検討して頂きたい。	・回答によれば、「電子申請における共管手続の窓口一元化をすることにより申請者等の利便性の向上を図ること等を目的として、電子申請システムの構築中」とあるが、申請手続等の効率化・事務負担の軽減のための体制整備を早急に行うとともに、システム構築の実施時期について具体的に示してもらいたい。 上記を踏まえ、平成16年度までに実施されることの可否について改めて検討されたい。	C		窓口省庁は、2003年度末(平成15年度末)までにオンライン化する予定。	商品ファンド法に基づく3省にまたがる主務官庁への申請・届出等の窓口の一本化について検討し、結論を得て、平成15R16年度中に実施されることについて見解を示された。	a		電子媒体による許認可の申請等については、平成15年度末を目途として、申請窓口を一本化するべく、その体制を整備する。	5063	5063020	(社)日本商品投資販売業協会	2	3省にまたがる主務官庁への申請・届出等の窓口の一本化		主務官庁の窓口一元化	金融庁 農林水産省 経済産業省	

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)		(再回答欄)		(当室記入欄)		(最終回答欄)			(要望事項欄)						
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z1000130	商品ファンドにおける「許可申請書」に添付する役員および重要な使用人に係る官公署の発行する身分証明書ならびに成年被後見人等でないことを証する証明書の撤廃	・商品投資に係る事業の規制に関する法律第5条第2項 ・商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令第4条第4号	商品投資販売業の許可を申請する際には、許可申請書に役員又重要な使用人が、成年被後見人とみなされる者及び被保佐人とみなされる者並びに準禁治産者に該当しない旨の官公署の証明書(外国人である場合には、これらに該当しないことを証明する書面)を添付して提出しなければならない。	C		誓約書および官公署の証明書を同時に求めるのは過重との指摘であるが、役員及び重要な使用人が成年被後見人等に該当しない旨の官公署の証明書の提出を求める目的は、業務の参入規制の基準としての法第6条第1項第4号の不許可条件に該当するかについて行政当局が確認するために必要であるからであり、また、商品投資販売業者の代表者に誓約書の提出を求めているのは、法律第6条第1項各号に規定するすべての欠格条項に該当しない旨について、申請者自らが何らかの公的な書面により証明する方法がないため、やむを得ず「誓約書」の提出を求めているところであり、本書類の提出を撤廃することは困難である。	(「措置の概要」欄より続く) なお、外国人の場合は、官公署が証明書を発行することが不可能なため、やむを得ず誓約書のみを添付してましているものである。他方、本邦に居住している外国人の場合にあっては、登記されていないこと、証明書を官公署が発行することは可能ないため、申請者は当該証明書の添付をしているところである。	・回答においては、「外国人の場合は、官公署が証明書を発行することが不可能なため、やむを得ず誓約書のみを添付してましている」とあるが、事実上不許可条件の確認を誓約書により行っている現状に鑑みれば、申請手続きの簡素化、業者間の取扱いの公平性の観点から、例えば必要書類を誓約書に一本化する等を含め、更に踏み込んだ検討を行ってほしい。	C		再回答においては、「申請者の申告(誓約書)を信用し、実質的な審査を行わないまま処理することになれば、行政当局の確認手段としては、事後的な資料の報告徴収命令又は検査によるほかなく、参入規制が部分的に形骸化するため、公的な証明書の添付を廃止することは困難である」とされている一方で、「商品投資販売業者の代表者に誓約書の提出を求めているのは、法律第6条第1項各号に規定するすべての欠格条項に該当しない旨について、申請者自らが何らかの公的な書面により証明する方法がないためである」とされている。また、「法律第6条第1項各号に規定するすべての欠格条項に該当しない旨について、申請者自らが何らかの公的な書面により証明する方法がないためであるため、添付を廃止することは困難である。」とされている。なお、投資信託及び投資法人に関する法律においても、役員および重要な使用人が外国人の場合には、商品ファンドと同様に官公署の証明書の添付は求めず誓約する書面で添付をすませているところである。				5063	5063030	(社)日本商品投資販売業協会	3	商品ファンドにおける「許可申請書」に添付する役員および重要な使用人に係る官公署の発行する身分証明書ならびに成年被後見人等でないことを証する証明書の撤廃		現行制度では、商品投資販売業の許可申請を行う際に、許可申請書に役員および重要な使用人について、官公署の発行する身分証明書ならびに成年被後見人等でないことを証する証明書を添付しなければならないところであるが、役員および重要な使用人について、官公署の発行する身分証明書並びに成年被後見人等でないことを証する証明書の添付を廃止することを要望する。	金融庁 農林水産省 経済産業省	

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)		(再回答欄)			(当室記入欄)	(最終回答欄)			(要望事項欄)						
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z1000140	追加型商品ファンドにおける法定交付書面の簡素化	・商品投資に係る事業の規制に関する法律第16条及び第17条 ・商品投資販売業者の業務に関する命令第3条及び第4条	商品投資販売業者は、追加型ファンドの購入であるかないかの別なく全て 商品投資契約の締結等をしようとするとき、又は商品投資受益権の販売を内容とする契約の締結等をしようとするときは、顧客に対し、当該商品投資契約等が成立するまでの間に、商品投資契約等の内容及びその履行に関する事項であって当該商品投資契約等に係る概要を記載した書面を交付しなければならない。 商品投資契約又は商品投資販売契約が成立したときは、顧客に対し、遅滞なく、当該商品投資契約又は当該商品投資販売契約等の内容及びその履行に関する事項を記載した書面を交付しなければならない。	b		商品投資契約等に係る成立前の書面の交付について、商品ファンドはその仕組みが複雑なものであることから、投資家は契約締結前にその内容について十分な知識を得ることが必要である。このため、業者に当該契約を締結するか否かにつき判断の材料となるべきものを投資家に提供させ、業者の業務内容、商品ファンドの内容等につき説明させることとしたものである。 また、商品投資契約等に係る成立時の書面の交付は、商品投資販売契約が成立した場合に、その契約内容が不明確であると、後日になって当事者間に契約内容を巡って紛争が生じる恐れが大きいため、成立した契約の内容を書面に記載させることにより、その明確化を図るとともに、買主等に注意を喚起させることとして、後になって紛争が生じる余地のないようにする必要があることから設けられた規定である。 (以下「その他」欄に続く)	(「措置の概要」欄より続く) 契約前と契約時の2回に分けて書面を交付させることで、投資家保護の徹底を図ったものであるが、追加型ファンドにおける再購入である場合に限り、直近に購入した追加型の商品ファンドからの変更事項のみを交付すること、若しくは、顧客から再度の契約前の交付書面の要・不要の確認による方法等をとること、若しくは、顧客から再度の契約前の交付書面の要・不要の確認による方法等をとることが投資家保護の観点から問題が生じないかどうかについて精査し、検討して参りたい。 (検討開始時期H15年度中、H16.3までに結論。)	・回答においては、「追加型ファンドにおける再購入である場合に限り、直近に購入した追加型の商品ファンドからの変更事項のみを交付すること、若しくは、顧客から再度の契約前の交付書面の要・不要の確認による方法等をとること」について15年度中に検討し16年3月までに結論を得るとされているが、次の観点から更なる検討を行ってほしい。 要望趣旨に鑑みれば投資家保護に配慮した上で書面簡素化対応であり、実施の方向で早急に検討を行い、16年度には速やかに実施すること。 併せて、現時点における検討状況、検討にあたっての論点等について示すこと。	b		1. 再検討要請においては、「要望趣旨に鑑みれば投資家保護に配慮した上で書面簡素化対応であり、」となっており、また、要望理由に記載されている内容のように、投資家の中には、追加投資する度に書面の交付を受けて嫌気を示す投資家も中には存在するものと考えられる。しかしながら、当該書面を保管するか又は破棄するかについては投資家自身の判断により行われることを法令上妨げていないところであり、投資家が書面の保管をすることが投資家の負担に直結しているとの断言はできないものとする。よって、書面の交付を簡略化することが投資家保護につながるものとは考えにくい。 また、また、投資家に対する過重告知の回避については、業者から投資家に対して、前回交付した書面との変更の有無について説明を行えば、投資家は混乱が生じないものと思料する。 2. 現時点における検討状況等については、記載事項の内容を簡略化した場合において、当事者間で紛争が起こりうるか否かについて関係省庁と検討をすることがとしたい。 3. なお、平成16年度に速やかに実施してもらいたいとの要請であるが、本年度中に措置するか否かを含めて関係省庁と検討することとしたい。	追加型商品ファンドにおける法定交付書面の簡素化について検討し、結論を得て、平成15R16年度中に実施されることについて見解を示されたい。	b		同一投資家が追加型ファンドを追加購入する場合、法定交付書面の記載事項を簡素化することが可能か否かについて、投資家の意思確認の方法や投資家にとって分かりやすい書面となるよう配慮しつつ、結論を得る。 (平成15年度結論)	5063	5063040	(社)日本商品投資販売業協会	4	追加型商品ファンドにおける法定交付書面の簡素化		現行制度では、追加型商品ファンドにおいて、同一ファンドを追加購入する場合は、その都度、法定書面を交付し、投資家も受領しなければならないところであるが、一度購入して法定書面を受領している商品ファンドを再度購入する際には、投資家の承諾が得られた場合は法定書面の交付を簡素化(変更点等のみ交付)してもよいこととして載き度い。	金融庁 農林水産省 経済産業省

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する見解の確認 (様式 1)

(回答欄)								(再検討要請欄)		(再回答欄)		(当室記入欄)	(最終回答欄)		(要望事項欄)								
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	当室からの最終確認事項 (要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z1000150	森林組合における組合員資格の緩和について	森林組合法第 27 条	森林組合の組合員資格については森林組合法第 27 条の規定に基づき、正組合員資格として、森林所有者たる個人、生産森林組合その他の森林所有者たる法人。議決権を持たない准組合員資格として、又は組合が主たる構成員又は出資者となっている団体 (に掲げる法人を除く)、組合の地区内において林業を行う者又はこれに従事する者でその組合の施設を利用することを相当とするもの、であって定款で定められたとされている	b	-	准組合員制度は、安定した事業量の確保により組合の経営の安定を図ることを目的に、一定の要件をみたす者に特例的に組合員資格を認めることとしたものであり、森林組合がサービスを提供する関係であることから、要件を「組合の施設を利用することを相当とするもの」としている。森林組合の職員は一般的には、組合員のために組合のスタッフとして事業・サービスを実施すべき立場にある (すなわち「サービス利用者」ではなく「サービス提供者」) が、作業班員については、林業従事者であることに異論はなく、「組合員の施設を利用することを相当とする」事情があると認められる場合、法第 27 条第 1 項第 4 号の要件を満たしうると考えられるため、解釈上、准組合員資格の付与を認めることが適当であるか、具体的ニーズを検証の上、検討することとした。			b	-	准組合員資格については、法令の定める要件を満たす者のうち、定款で定めるものについて認められることとされている (森林組合法第 27 条第 1 項第 3 号及び第 4 号)。 「組合の施設を利用することを相当とするもの」とは、その者が組合の施設を利用することについて客観的に相当な理由が存在すること、すなわち定款変更に関し総会で議決権を有する正組合員にとつて納得できる理由があると認められる場合である。組合の事業内容、作業班員の当該事業の利用ニーズ、仮に作業班員の事業利用を認めることとした場合の利用量見込み、組合運営における作業班員の位置付け等は各組合によって様々であるため、国が画一的な基準を定めることは適当ではなく、具体的には個々の組合の実情に即して各組合が主体的に判断すべき問題である。 平成 15 年度中に、当該森林組合をはじめ森林組合系統組織 (全国森林組合連合会等) からヒアリングを行い、具体的ニーズを検討。	a	-	森林組合の職員であって作業班員等林業に従事する者に、森林組合法の准組合員としての資格を認めることについて、作業班員等における森林組合の事業利用のニーズの実態等を調査・検討し、結論を得て、措置する (平成 15 年度中)。	5088	5088010	静岡県掛川市	1	森林組合における組合員資格の緩和について		森林組合の組合員たる資格については、森林組合法第 27 条第 1 項に定められている。これによると森林組合の職員及びその作業員は、地区内に森林を所有しないと、第 27 条第 1 項第 3 号の「...組合の地区内において林業を行うもの又はこれに従事するもの...」には該当せず、組合員たる資格を有さないとされている。要望はこの点において規制を緩和し、森林組合の職員とその作業員が組合に対して出資し、組合員たる資格を得ることである。	農林水産省	